



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府八)

○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (同九)

〔府令・省令〕

○電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・法務一)

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・厚生労働一)

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産二)

〔省 令〕

○水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産一〇)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (経済産業一二)

〔告 示〕

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令 (国土交通一四)

○電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件 (同三八)

○史跡に指定する件 (文部科学二六)

○電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件 (同三九)

○史跡及び名勝に指定する件 (同二七)

○エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する件 (同四〇)

○名勝及び天然記念物に指定する件 (同二八)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○天然記念物に指定する件 (同二九)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○特別史跡に地域を追加して指定する件 (同三〇)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○史跡を統合するとともに、地域を追加して指定し、名称を改める件 (同三一)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件 (同三二)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○史跡に地域を追加して指定するとともに、名称を改め、一部を解除する件 (同三三)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○史跡に地域を追加して指定し、一部を解除する件 (同三四)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○史跡に地域を追加して指定する件 (同三五)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○天然記念物に地域を追加して指定する件 (同三六)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○記念物を登録記念物に登録する件 (同三七)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○重要文化的景観に地域を追加して選定する件 (同三八)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件 (農林水産五八四、五八五)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○情報セキュリティ管理基準 (経済産業三七)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

○情報セキュリティ管理基準 (経済産業三七)

○製造業外国従業員受入事業に関する告示 (同四一)

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十八年年度衆議院事務局職員採用試験公告 (衆議院事務局)

平成二十八年年度国立国会図書館職員採用試験公告 (国立国会図書館)

平成二十七年年度技術士第二次試験合格者 (文部科学省)

平成二十八年年度技術士第一次試験の実施 (同)

平成二十八年年度技術士第二次試験の実施 (同)

平成二十八年年度防衛省専門職員採用試験公告 (防衛省)

〔公 告〕

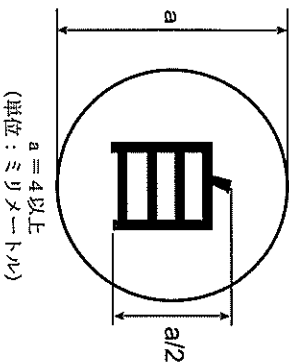
諸事項

裁判所 破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等、厚生年金基金清算終了・清算人退任、プログラムの著作物に係る登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）



第四号様式（指定特定共通構造部製作等廃止届）（第八条関係）

指定特定共通構造部製作等廃止届

国土交通大臣 殿

年 月 日

指定特定共通構造部の名称及び型式

指定番号

届出者の氏名又は名称及び印並びに住所

製作等廃止事由

製作等廃止年月日

備考

（日本工業規格A列4番）

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

告 示

○文部科学省告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記

念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

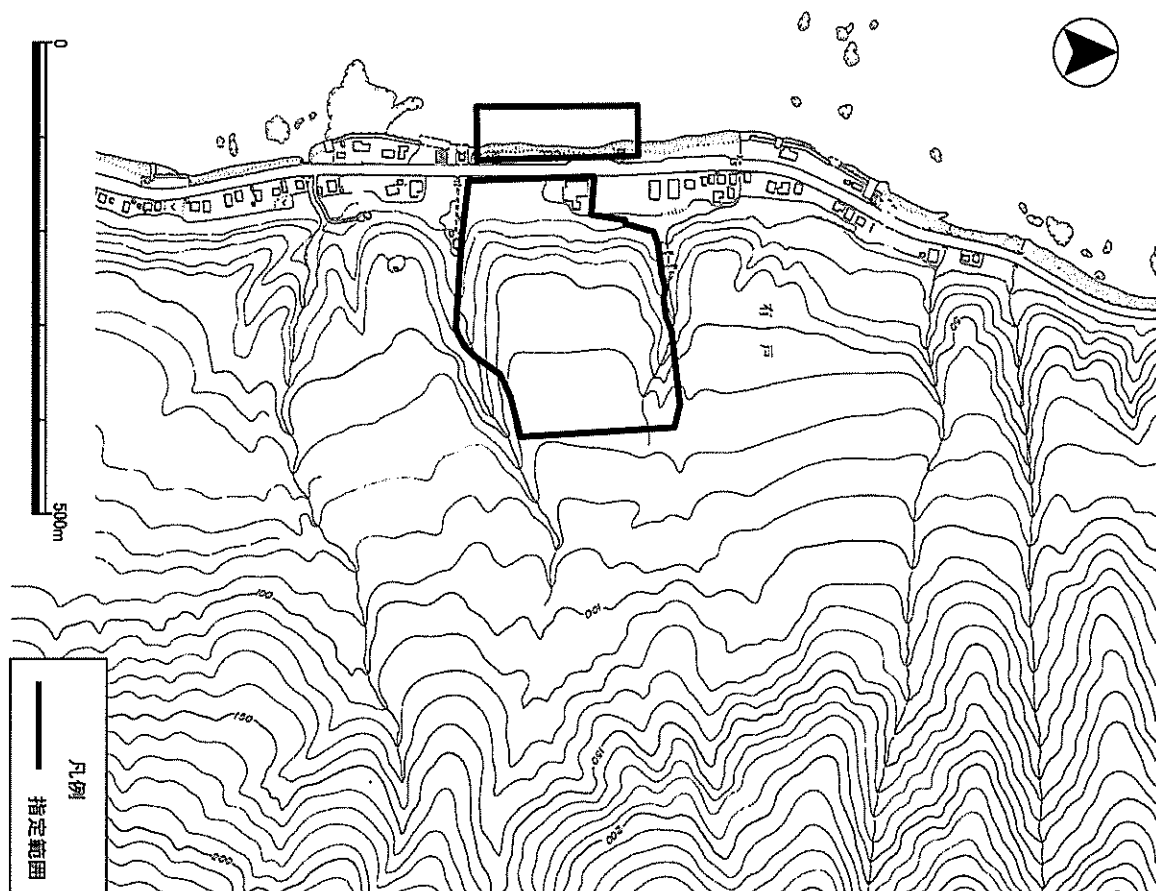
平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

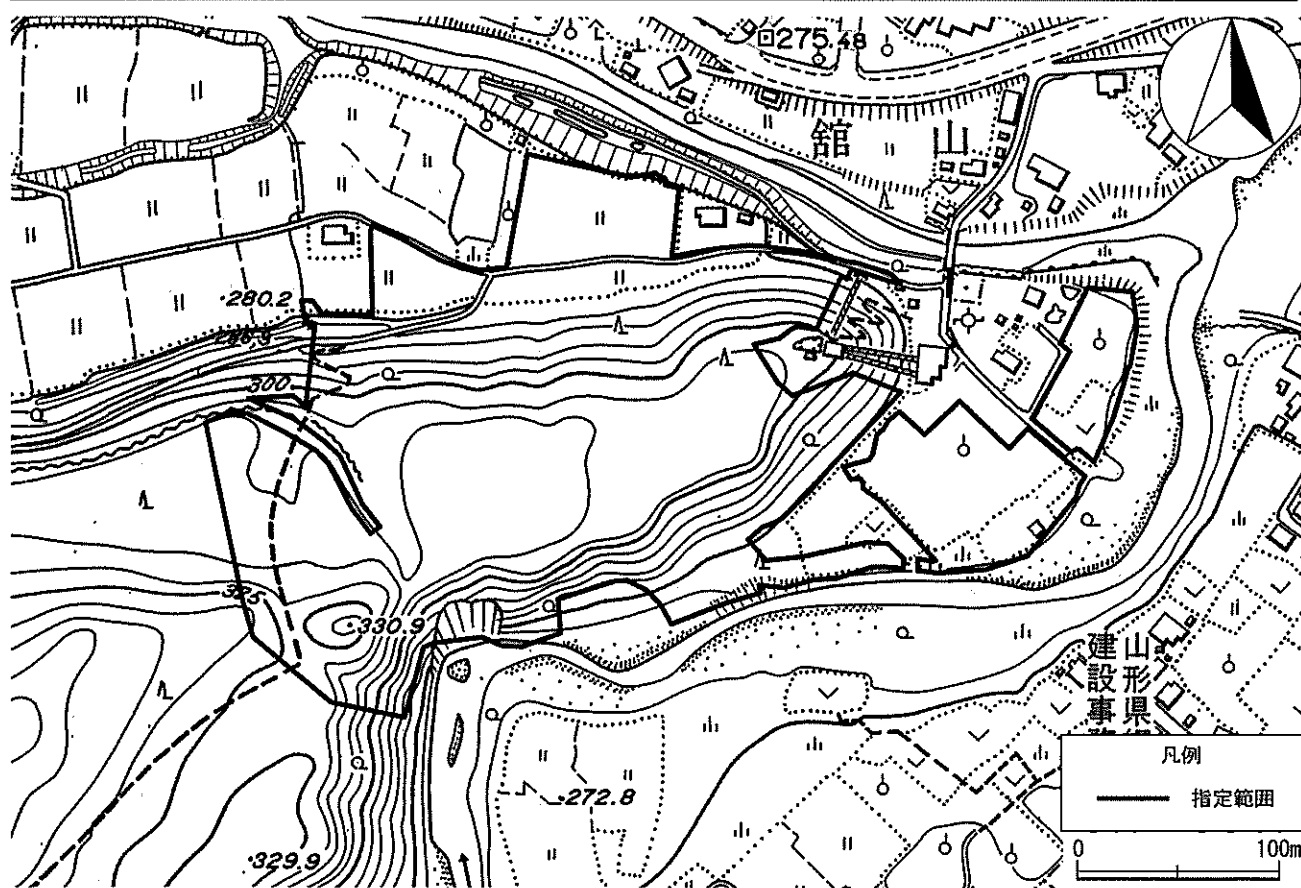
名 称	所 在 地	地 域
旧歌麿佐藤家 漁場	北海道寿都郡寿都町 字歌麿町	別図の通り。 備考 別図は省略し北海道教育委員会及び寿都町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
館山城跡	山形県米沢市	別図の通り。 備考 別図は省略し山形県教育委員会及び米沢市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
荻外荘（近衛 文麿旧宅）	東京都杉並区荻窪二 丁目	七四三番四、七四三番三
江戸城石垣石 丁堀跡	神奈川県小田原市早 川字梅ヶ谷	一三八四番一、一三八四番四三、一三八四番四四、一三八四番六五、一三八四番七八、一三八四番八五、一三八四番八六、一三八四番八七、一三八四番九八、一三八四番一〇〇、一三八四番一〇二、一三八四番一〇三、一三八四番一〇四、一三八四番一〇五、一三八四番一〇七、一三八四番一〇八、一三八四番一〇九、一三八四番一一一、一三八四番一一二、一三八四番一一三、一三八四番一一四、一三八四番一一六、一三八四番一一七、一三八四番一一八、一三八四番一二〇、一三八四番一二一、一三八四番一二四、一三八四番一二五、一三八四番一二六、一三八四番一二八、一三八四番一二九、一三八四番一三〇、一三八四番一三六、一三八四番一三七、一三八四番一三八、一三八四番一三九、一三八四番一五三、一三八四番一六六、一三八四番一六七、一三八四番一七七

[illegible]

馬越長火塚古墳群	愛知県豊橋市石巻本町字紺屋谷	同 字中ノ島	四番のうち実測三六一・五五平方メートル、一三番のうちの实測二四二・七八平方メートル、一三番三、一四番、一五番、一六番
	同 字元屋敷	同 字口明塚	二番一、二番二、二番三、三番、四番、一五番のうちの実測一四七・〇三平方メートル
鰯淵寺境内	島根県出雲市別所町字西	同 字東	一番のうちの実測九五七・二八平方メートル、二番、三番、三番一、四番、五番、六番のうちの実測四四六・八二平方メートル、六番一のうち実測七五・八八平方メートル、六番二、五番一のうち実測二二八・八一平方メートル、四九番のうちの実測三六三・〇四平方メートル、五〇番一
	同 字鰯淵寺		右の地域に介在する道路数、愛知県豊橋市石巻本町字紺屋谷八番と同字中ノ島一六番に挟まれるまでの道路数を含む。 備考 一筆の土地のうちの一部分のみを指定するものについては、地域に関する実測図を愛知県教育委員会及び豊橋市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
甲立古墳	広島県安芸高田市甲田町上甲立字江田		一四八番 一四九番、一五〇番、一五一番、一五二番、一五三番、一五四番 三八〇番一、三八〇番二、三八〇番三、三八〇番四、三八〇番五、三八〇番六、三八〇番七、三八〇番八、三八〇番九、三八〇番一〇、三八〇番一一、三八〇番一二、三八〇番一三、三八〇番一四
土佐藩主山内家墓所	高知県高知市筆山町		右の地域に介在する道路数、水路数、鰯淵寺川河川区域を含む。 二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、三六番、三七番一、三七番二、三七番三、三七番五、三九番のうちの実測二一七五・四四平方メートル、四三番、四七番二、四八番二、四九番二、五〇番、五一番、五二番、五三番、五四番二のうちの実測五四二・四六平方メートル、五四番三、五五番、五七番 広島県安芸高田市甲田町上甲立字江田三八番と同三九番に南接する道路数を含む。 備考 一筆の土地のうちの一部分のみを指定するものについては、地域に関する実測図を広島県教育委員会及び安芸高田市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 二番一、五四番二のうちの実測一八〇三四・二五平方メートル 備考 一筆の土地のうちの一部分のみを指定するものについては、地域に関する実測図を高知県教育委員会及び高知市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。



館山城跡 指定地域参考図



○文部科学省告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡及び名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

名 称	所 在 地	地 域
西山御殿跡 （西山荘）	茨城県常陸太田市新 宿町字西山	五九〇番、五九一番、五九一番二、五九一番三、五九一番四、一四三五番二、一四三五番四
同 字西山谷津		五八五番一、五八六番、五八七番、五九二番

○文部科学省告示第二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝及び天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

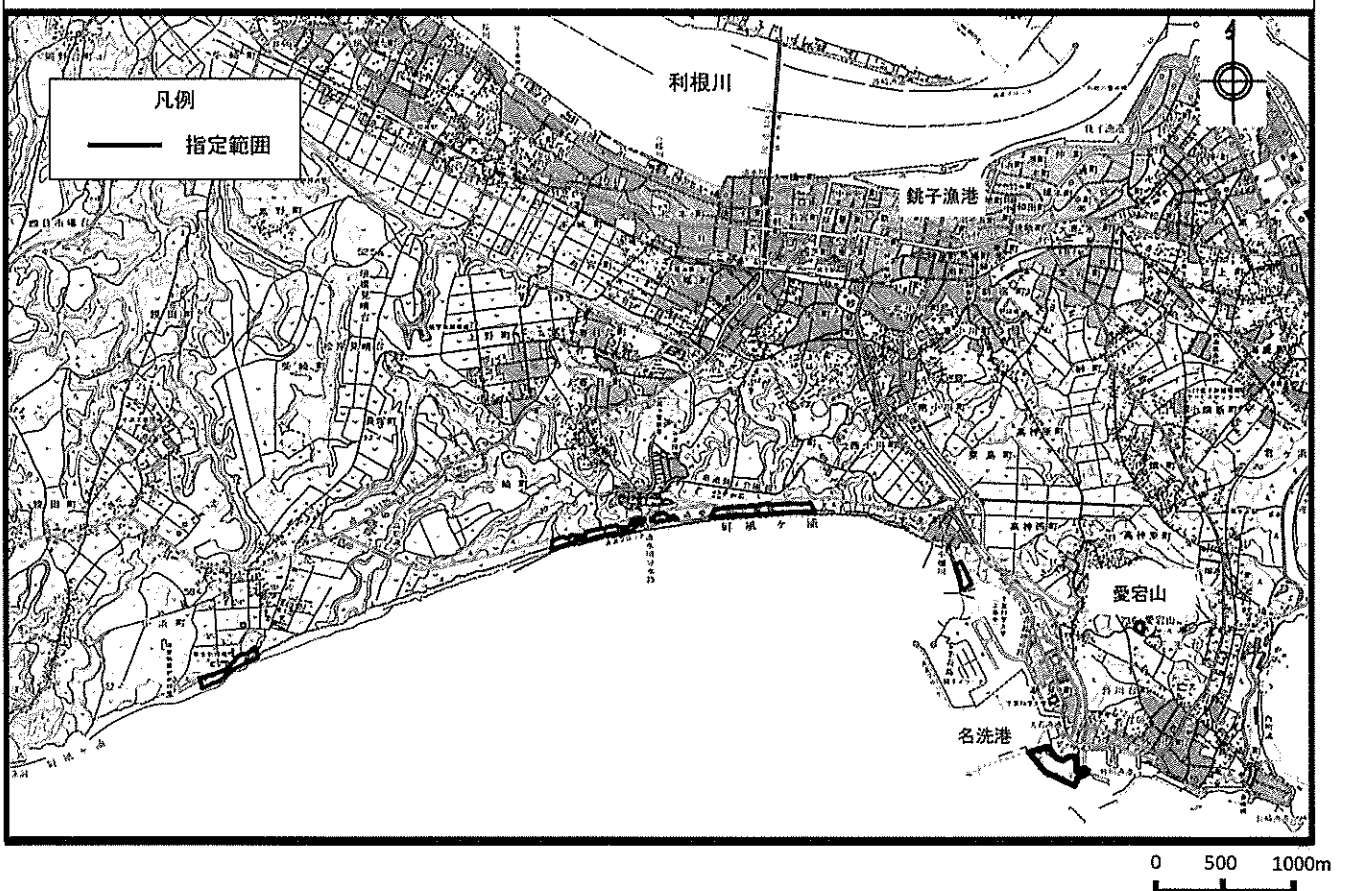
平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

名 称	所 在 地	地 域
屏風ヶ浦	千葉県銚子市	別図の通り。

備考 別図は省略し千葉県教育委員会及び銚子市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）

屏風ヶ浦 指定地域参考図



○文部科学省告示第二十九号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

[illegible][illegible]

[illegible]

上		中		下	
名称	関係告示	所在地	地 域	名称	
天皇の杜古墳	大正十一年 内務省告示 第四十九号	五塚原古墳	一番一、三番一、六番	乙訓古墳群	
恵解山古墳	昭和五十六年文部 省告示第百	京都府向日 市寺戸町芝		天皇の杜 古墳	
寺戸大塚古墳	昭和五十六年文部 省告示第百	同 向日市 寺戸町古城	二番一、一四番	寺戸大塚 古墳	

上	欄	中	欄	下
名称	關係告示	所在地	地城	名称
弥勒寺官衙 遺跡群 弥勒寺官衙遺跡 弥勒寺跡	昭和三十三年文化財保護委員會公告第七号 平成六年文部省告示第一〇六番	池尻大塚古墳 岐阜県関市 池尻字東屋敷	一一九六番六、一一九六番九、一一九六番一〇、一一九六番一四、一一九六番一五	弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺官衙遺跡 弥勒寺跡

○文部科学省告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

[illegible]

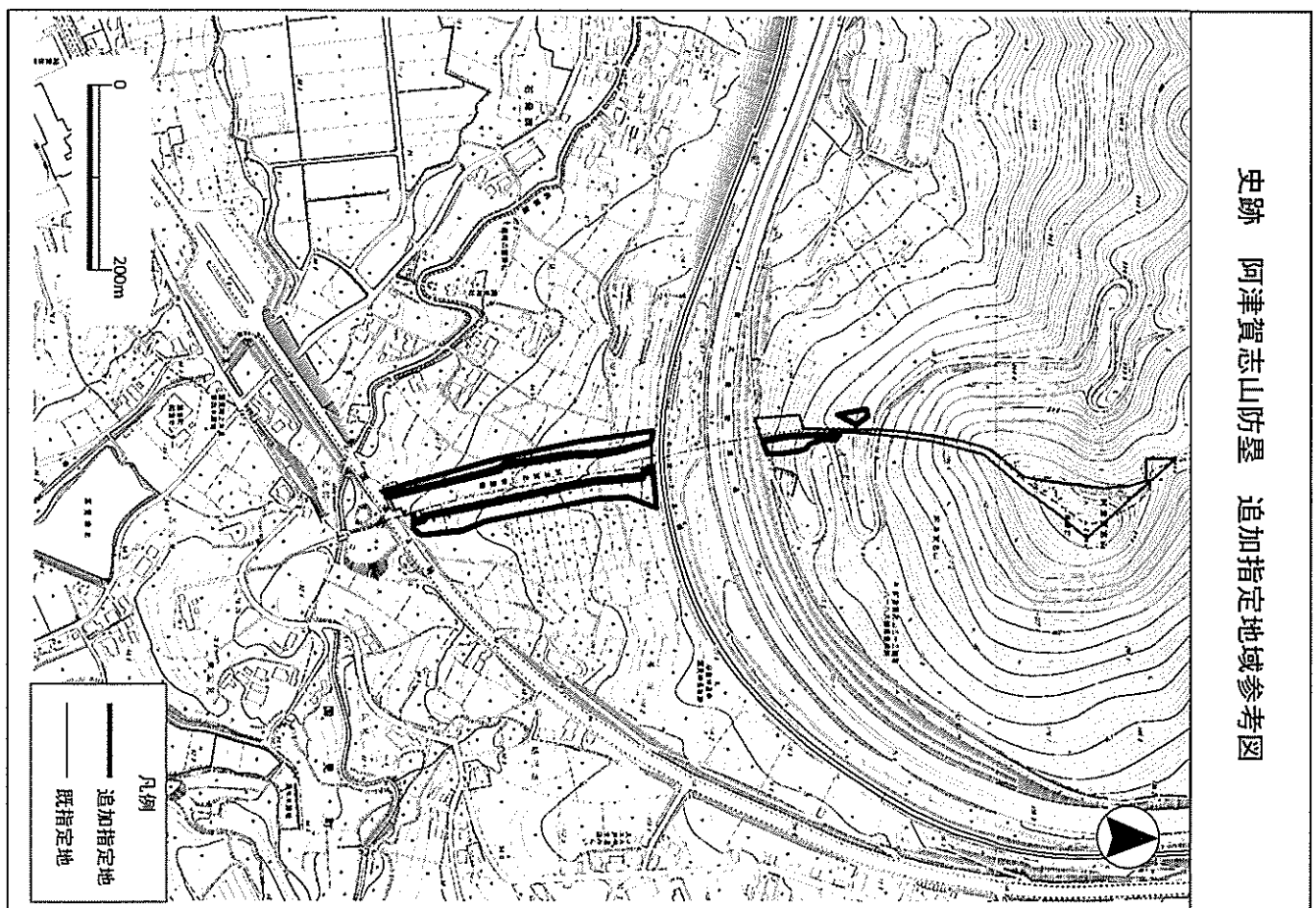
第一欄		第二欄		第三欄	第四欄	
名稱	關係告示	所在地	地域	名稱	所在地	地域
古市古墳群	昭和三十一年文化財保護委員會告示第五十七號、昭和三十三年文化財保護委員會告示第一號	松川塚古墳	四二七番	古市古墳群	鉢塚古墳	三八四番
古室山古墳	護委員會告示第一號	大阪府藤井寺市古室一丁目	二	古室山古墳	大阪府藤井寺市藤井寺四丁目	二五三番
赤面山古墳	昭和四十一年文化財保護委員會告示第十二號、昭和三十九年文部省告示第九十九號	古室二丁目	四二六番	赤面山古墳		六八四番
大鳥塚古墳	同	古室三丁目	四三〇番	大鳥塚古墳		

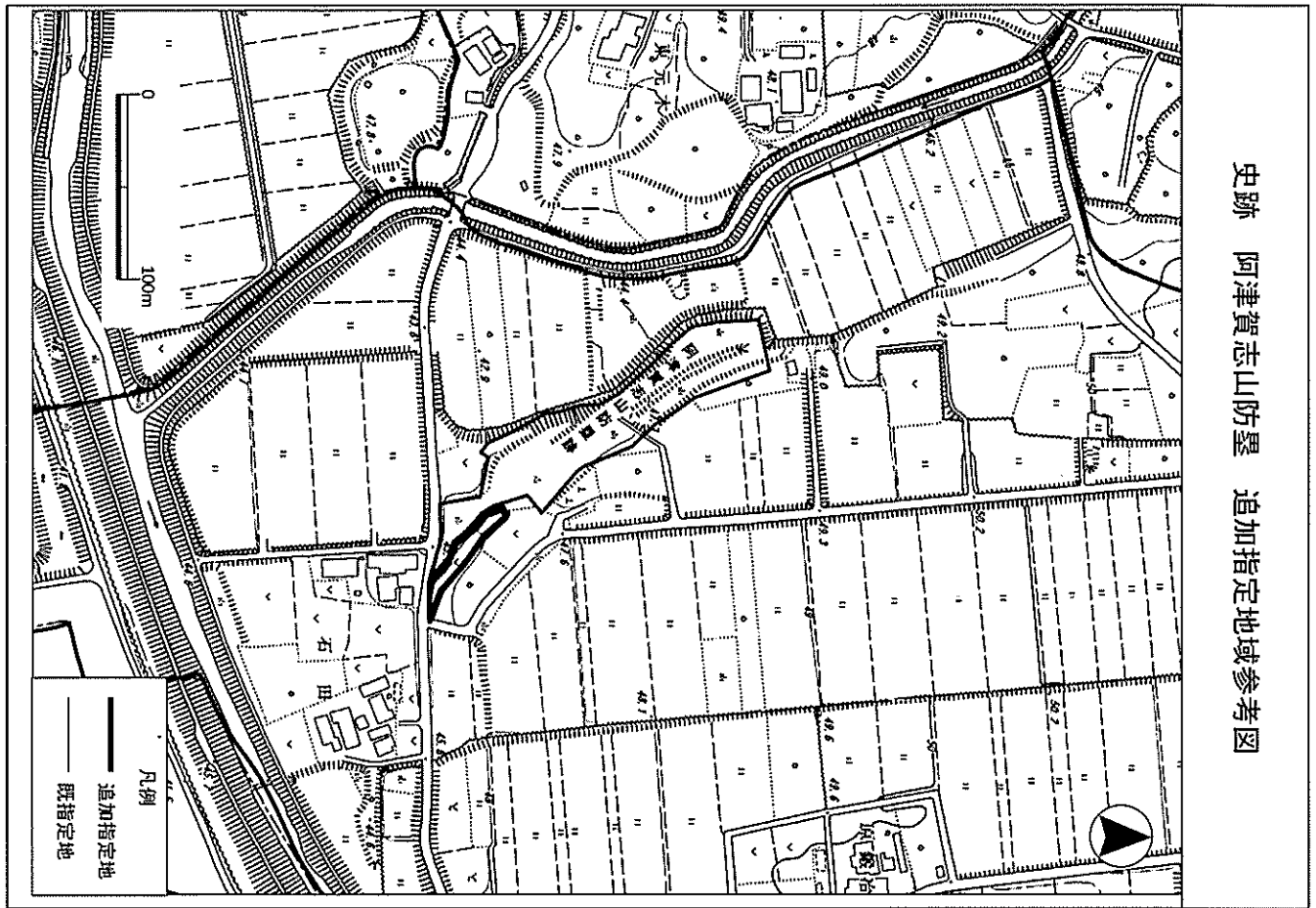
○文部科学省告示第三十三号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の第一欄に掲げる史跡に同表第二欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表第三欄に掲げるとおりと、同表第四欄に掲げる地域の指定を解除したので、同法第百九条第三項及び第百十二条第四項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日
文部科学大臣 馳 浩

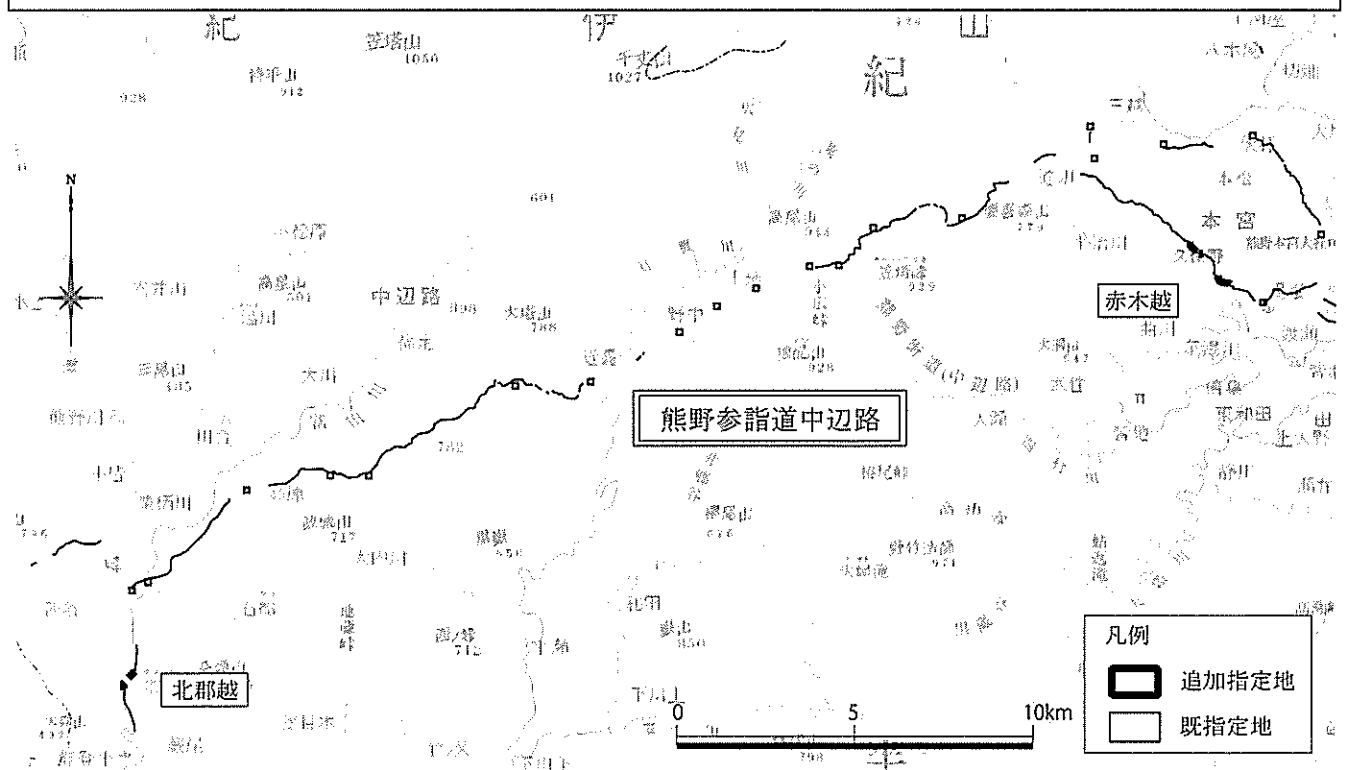
[illegible]

[illegible][illegible]

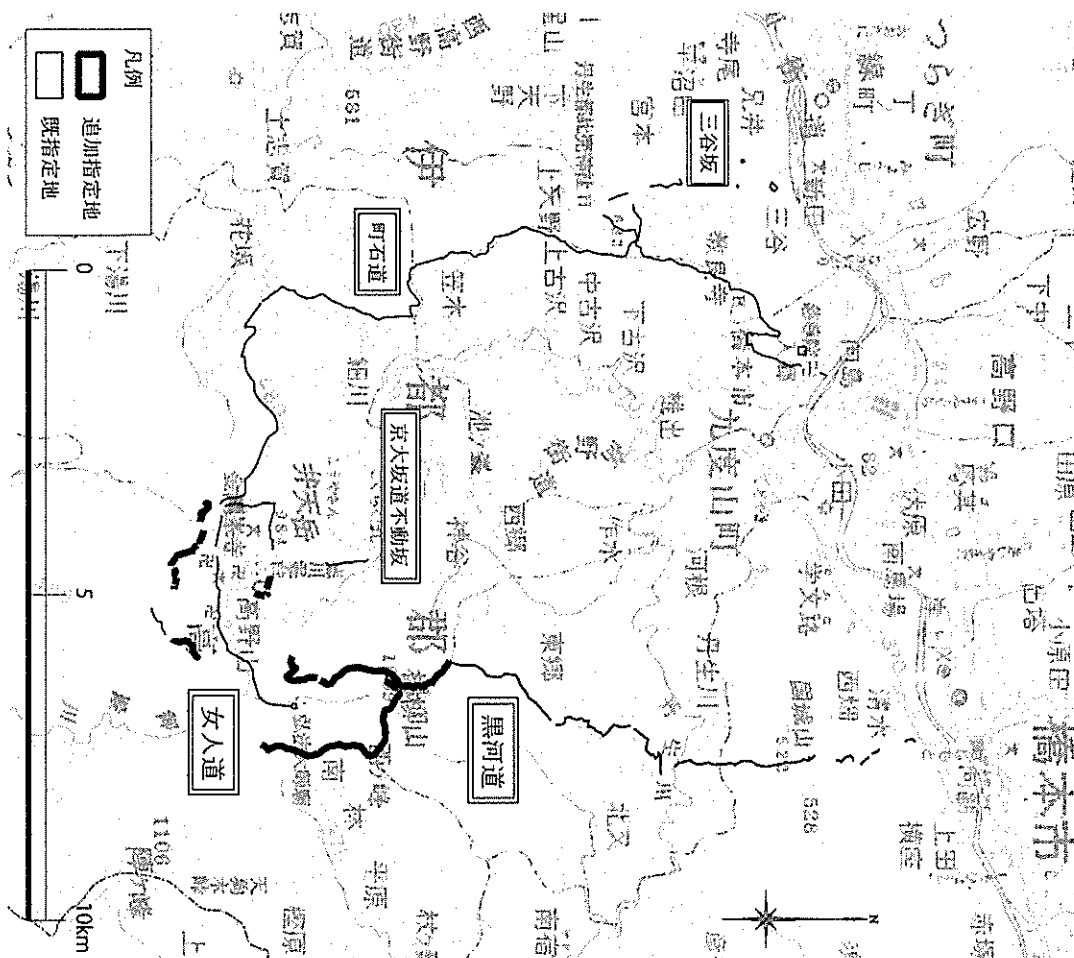
[illegible]



史跡 熊野参詣道 中辺路 追加指定地域参考図



史跡 高野参詣道 黒河道 女人道 追加指定地域参考図



○文部科学省告示第三十六号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成二十八年三月一日
文部科学大臣 馳 浩

上		下	
名 称	関係告示	所在地	地 域
御油のマツ並木	昭和十九年文部省告示第七十八号 平成二十七年文部省告示第二百九十九号 平成二十八年文部省告示第二百九十九号 文部科学省告示第六十号	愛知県豊川市 御油町並松	三八番一

○文部科学省告示第三十七号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。
平成二十八年三月一日
文部科学大臣 馳 浩

名 称	所 在 地	地 域
新藤氏庭園	栃木県足利市山下町 宇春日岡	一四二〇番一、一四二〇番二、一四二〇番三、一四二〇番四、一四二〇番五、一四二〇番六、一四二〇番七、一四二〇番八、一四二〇番九
十国峠(日金山)	静岡県熱海市伊豆山 字日金山	一一四五番一、一一四五番二、一一四五番三、一一四五番四、一一四五番五
前垣氏庭園(寿延庭)	広島県東広島市西条 上市町	九四四番のうち実測五九〇・五〇平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を広島県教育委員会及び東広島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第三十八号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要な文化的景観に同表下欄に掲げる地域を追加して選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。
平成二十八年三月一日
文部科学大臣 馳 浩

上		下	
名 称	関係告示	所在地	地 域
アイヌの伝統と近代開拓による 沙流川流域の文 化的景観	平成十九年文部科学省告示第百一十一号	北海道沙流郡平取町	北海道沙流郡平取町字小 平、字二風谷、字荷負及 び字貴氣別の各一部 備考 地域に関する実測 図を北海道教育委員会 及び平取町教育委員会 に備え置いて縦覧に供 する。